

**登米市青少年海外派遣事業旅行業務委託業者  
プロポーザル募集要領**

**1 業務の名称**

登米市青少年海外派遣事業旅行業務

**2 業務の内容**

(1) 業務の内容

「登米市青少年海外派遣事業旅行業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(2) 業務の期間

旅行業務委託業者決定日から令和2年2月28日まで

(3) 業務委託上限額

生徒人数10名、引率者3名の合計13名分 5,419,940円(税込)

**3 参加資格**

本業務のプロポーザル参加資格(以下「参加者」という。)は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 県内に本社又は事業所があり、法人格を有していること。
- (2) 本業務及び類似する業務(海外への訪問団派遣や修学旅行)を1年以上営んでおり、国や自治体における業務実績があること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていない又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、競争入札の参加を制限されていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人でないこと。
- (7) 所在市町村の市町村税の滞納のないこと。

**4 応募の手続き**

- (1) 応募者説明は仕様書により代える。
- (2) 提出先及び連絡先
  - ・担当窓口：登米市青少年国際交流事業実行委員会(登米市国際交流協会)
  - ・住所：〒987-0702 宮城県登米市登米町寺池日子待井381-1
  - ・電話：0220-52-2144
  - ・FAX：0220-23-9559
  - ・電子メール：tifa-kokusai@coda.ocn.ne.jp

(3) 募集要領等の配付

① 配付期間

令和元年5月13日(月)～6月21日(金) 午前9時～午後4時(土日、祝日を除く。)

② 配付方法

募集要領等は、4の(2)の担当窓口において配付する。また、登米市ホームページ(<http://www.city.tome.miyagi.jp/>)からもダウンロードできるものとする。

(4) 募集要領等に関する質問の受付

募集要領等に関する質問は、質問書【様式1】により受け付ける。

① 受付期間

令和元年5月13日(月)～5月31日(金) 午前9時～午後4時(土日、祝日を除く。)

② 提出方法

4の(2)の担当窓口を持参、FAX又は電子メールで提出すること。

なお、FAXや電子メールの件名は「登米市青少年海外派遣事業旅行業務に関する質問書」とし、送信後、担当窓口へ電話により送信した旨知らせること。また、電話による質問は受け付けない。

③ 回答方法

質問に対する回答は、到着後3日以内(土日、祝日を除く。)に電子メール又はFAXで回答するものとし、電話による回答は行わない。

なお、質問は募集要領等の内容に関するものに限り受け付ける。また、質問内容と回答については、登米市ホームページ上で公表する。

④その他

受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答は行わない。

(5) 旅行企画書等の提出

参加者は、提出要領に基づき次の書類を提出すること。なお、提案は各社1案とする。

① 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加申込書【様式2】

イ 旅行企画書(行程表、事前研修及び海外研修の一切に係る内容が詳細に分かるもの。)

ウ 緊急時対応書

エ 見積書(次の3種類)

・見積書①: 13名(団員10、引率者3)の見積

・見積書②: 7名(団員4名、引率者3)の見積

・見積書③: 仕様書6の(11)に定めるもの個人経費

オ 会社概要書

カ 登記事項証明書の写し(参加申込書受付日前3ヶ月以内に発行されたもの。)

キ 受注実績書(国、他自治体及び登米市での直近3年間の受注実績が分かるもの。)

ク 納税証明書（未納が無いことの証明で、参加申込書受付日前3ヶ月以内に発行されたもので、申込時発行可能な直近年度のもの。）

法人	登米市に事業所が有る場合	登米市発行の納税証明書
	登米市に事業所が無い場合	所在市町村発行の納税証明書

ケ その他、本業務に必要と思われる資料（但し、簡潔にまとめたもの。）

② 参加資格の確認

参加資格を確認し、資格を有する参加者の提案のみ審査を行う。

なお、提出された書類に虚偽の記載が判明した場合についても同様とし、その旨当該参加者に通知しその提案の審査は行わない。また、異議申し立て、質問等は一切認めない。

② 提出期限

令和元年6月21日（金）午後4時

④ 提出方法

持参又は郵送とする。

※郵送の場合は、提出期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとする。

⑤ 提出場所

4の（2）の担当窓口

⑥ 提出部数

書面にて正本1部及びデータ（マイクロソフト社製アプリケーション）にて提出

※データ記録媒体はCD又はDVDとし、USBメモリ等は不可とする。

⑦ その他

ア 旅行企画書等の再提出は、提出期間内に限り認める。

イ 提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しない。

ウ 本提案に要する一切の費用は、参加者が負担する。

（6） 提出書類の無効

次のいずれかに該当する旅行企画書等は、無効とする。

① 提出期限を過ぎて旅行企画書等が提出された場合

② 誤字、脱字等により必要事項が確認できない場合

③ 提出書類に虚偽の内容が記載された場合

④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

⑤ 本要領に違反すると認められる場合

⑥ 2の（3）の業務委託上限額を超えている場合

## 5 契約候補者の選定方法等

（1） 契約候補者の選定

契約候補者の選定については、登米市青少年国際交流事業実行委員会（以下「実行委員会」

という。)において、提出された内容を基にプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、契約候補者と次点の事業者を選定する。

(2) 日程

実行委員会は令和元年7月中旬の開催とし、詳細については後日参加者に通知する。

説明時間は1社あたり15分程度、ヒアリング15分程度を予定し、追加資料配付は認めない。

(3) 審査結果の通知

審査結果は契約候補者の選定後、参加者に通知する。

なお、審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めない。

## 6 契約

(1) 旅行企画書等を基に契約候補者との詳細協議を実施し、契約を行う。

なお、提出された企画提案書の内容については、一部変更する場合がある。

(2) 仕様は再調整した上で、決定する。

なお、契約候補者と協議が整わない場合にあつては、次点の事業者と協議の上、契約を締結する場合がある。

## 7 主なスケジュール

令和元年5月13日(月)	登米市ホームページによるプロポーザル公募の公表開始
令和元年5月31日(金)	質問書の提出期限
令和元年6月21日(金)	旅行企画書等の提出期限
令和元年7月中旬	プロポーザルの開催(ヒアリング含む) 審査委員会
令和元年7月下旬	審査結果の通知
令和元年8月上旬	旅行企画書等の詳細協議(今後のスケジュール確認含む)